

議第183号

山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）
- 2 指定をしようとする団体 鶴岡市宝田一丁目4番25号
株式会社清川屋
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

提 案 理 由

山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第184号

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- | | | |
|---|-------------|-------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 山形県体育館及び山形県武道館 |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 山形市長苗代61番地
公益財団法人山形市スポーツ協会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで |

提 案 理 由

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第185号

山形県遊学の森の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 山形県遊学の森
- 2 指定をしようとする団体 最上郡金山町大字下野明1696番地1
金山町森林組合
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

山形県遊学の森の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第186号

最上川ふるさと総合公園の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- | | | |
|---|-------------|-----------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 最上川ふるさと総合公園 |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 寒河江市高田三丁目110番地の1
ふるさと公園管理運営企業体 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提 案 理 由

最上川ふるさと総合公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第187号

庄内空港緩衝緑地の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- | | | |
|---|-------------|-------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 庄内空港緩衝緑地 |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 酒田市大町2番7号
庄内園芸緑化株式会社 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提 案 理 由

庄内空港緩衝緑地の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第188号

マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 マリンパーク鼠ヶ関
- 2 指定をしようとする団体 鶴岡市鼠ヶ関丙150番地
鼠ヶ関自治会
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第189号

県民ゴルフ場の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 県民ゴルフ場
- 2 指定をしようとする団体 東村山郡山辺町大字大蔵3197番地の1
株式会社山形ゴルフ倶楽部
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

県民ゴルフ場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。